

静岡県公立大学法人

平成 31 年度 年度計画

平成 31 年 3 月

(令和元年 6 月)

I 大学の教育研究等の質の向上に関する目標を達成するためによるべき措置

1 教育に関する目標を達成するための措置

(1) 教育課程と教育方法

ア 共通事項

ア 静岡県立大学

<全学的に取り組む教養教育>

- ・学生のニーズを検証するため、授業評価アンケートの質問内容を見直す。
- ・英語による科目的授業内容及び時間割を検討し、学生が履修できる環境を整備する。
- ・全学共通科目運営部会において、全学共通科目の問題点を抽出し、解決に向けて検討する。

(No.1)

<専門基礎教育・専門教育>

a 学士課程

[薬学部]

- ・平成30年度開始の新カリキュラムを遂行しつつ検証を行い、4年制薬学部の参考基準に準拠しつつ、薬学科独自の専門性の高い内容を含むカリキュラムへの改訂に取り組む。また、2年次に研究室での研究を体験するラボ訪問を開始し、学生の研究に対するモチベーションの向上を図る。(薬学科)
- ・薬学教育モデル・コアカリキュラムに準じた新カリキュラムによる講義・実習・演習を実践しつつ検証・改訂を行い、より体系的な教育課程の編成を目指す。また、卒業研究の更なる質的向上に向けた取組を行う。(薬学科)

(No.2)

[食品栄養科学部]

- ・講義及び実験実習の充実を図ることを目的に第2期中期計画中に完成させた専門教育カリキュラムを実施しつつ、その検証を行い、環境計量士など食と環境に関する専門技術者育成のための教育を行う。栄養生命科学科では、平成30年度に実施された「管理栄養士養成施設及び栄養士育成施設に対する指導調査」で指摘された事項へ対応するため、カリキュラムの修正を実施し、施設改善に向けた検討を行う。また、2019(平成31)年4月に始まる予定の「管理栄養士・栄養士養成の栄養学教育モデル・コア・カリキュラム」との整合性を検証する。学科間で連携した専門教育の充実を図るための準備を進める。
- ・3年次から研究室に配属させ、卒業研究の質的向上をはかり、学部での卒業研究発表会において各学生に発表の場を設ける。

(No.3)

[国際関係学部]

- ・新カリキュラムに基づき、大学での学習に必要となる基本的なスキルやリテラシーを身につけさせるための初年次教育を実施する。

(No.4)

[経営情報学部]

- ・2019(平成31)年度入学生から観光マネジメント教育を開始する。これに際して、新入生に観光とマネジメントを融合して学ぶ意義などを入念に説明し、以後の学びに結びつける。2年生以上の学生にも特別講義などを用いて観光に関する講義を提供する。また、学内外と連携して今後の観光に関する教育・研究・地域貢献の基盤づくりを行う。

(No.5)

- ・2019（平成31）年度入学生から経営、総合政策、データサイエンス、観光マネジメントの4メジャー制の導入などを特徴とする新カリキュラムを実施する。これに際して、新入生にメジャー制の意義、各メジャーにおける学びの内容などを入念に説明し、複数分野を融合して活用できる人材の育成に結びつける。

(No.6)

[看護学部]

- ・平成30年度入学生に対する新カリキュラムの進行とともに、看護学モデル・コア・カリキュラムとの整合性について照合する。
- ・平成26年度に改正したカリキュラムにおける履修学生に対する混乱を招かないように、丁寧なガイダンスとともに学生の学習支援をする取組を行う。

(No.7)

b 大学院課程

[薬食生命科学総合学府]

- ・「茶学」など静岡県の産業と福利の向上を支える領域に着目し、その分野で活躍できる人材育成の検討を始める。セミナー、講義、共同研究、国際学会への出席などを通じて国内外の優れた研究に接する機会を増やす方策を検討する。（学府）
- ・専門性の高い特論、特別演習、特別研究、大学院特別講義、科学英語プログラムなどの充実を検討する。（薬科学専攻）
- ・臨床や医療を指向する特論、特別演習、特別研究、大学院特別講義、薬物療法研修会、科学英語プログラムなどの充実を検討する。（薬学専攻）
- ・「薬」と「食」の学際的研究を指向する特論、特別演習、特別研究、大学院特別講義、科学英語プログラムをなどの充実を検討する。（薬食生命科学専攻）
- ・食と健康に関わるセミナーなどを通じて国内外の優れた研究に接する機会を増やす方策を検討する。学部の栄養教諭養成課程完成年度に合わせて、専修免許状が取得できるようカリキュラム改定の検討を開始する。（食品栄養科学専攻）
- ・食と健康に密接に関わりのある環境分野のセミナーなどを通じて、国内外の優れた研究に接する機会を増やす方策を検討する。（環境科学専攻）

(No.8)

[国際関係学研究科]

- ・教育の理念・目標・方針を踏まえ、各専攻名とカリキュラム体系との整合性を再点検する。
- ・グローバル化社会で活躍できる人材育成のため国際的教育・研究環境の現状と課題を検証する。

(No.9)

[経営情報イノベーション研究科]

- ・着任する観光分野の教員も交え、専門的かつ実践的な知識を有し、それらを基軸としたイノベーションの担い手となりうる高度な専門的人材を育成するという観点から新カリキュラムの方向性を精査する。さらに、精査された方向性に基づき、具体的な科目の配置について経営・政策・情報分野とのシナジー効果が有効となりうるよう議論、検討を加え、2020年度からの運用を目指す。

(No.10)

[看護学研究科]

- ・看護職として専門性の高い知識を有し、実践の場における問題意識を明確にできるよう、

特論、演習、研究を展開する。

- ・新たな高度看護実践教育課程の設置準備をする。
- ・2019（平成31）年度開始の助産師養成課程の新カリキュラムを遂行する。
- ・令和2年度の博士後期課程の開始に向けて、カリキュラムの運営準備を進める。

(No.11)

(イ) 静岡県立大学短期大学部

<一般教育>

- ・一般教育科目「統計学入門」から、より実践的な「データサイエンス入門」へと科目名及び授業内容を変更する。
- ・データサイエンス教育を更に充実させるため一般教育科目「標本調査」を新規開講する。
- ・情報系科目担当者の採用による一貫した教育体制の構築及び情報学関連の学生支援の強化を図る。

(No.12)

<専門基礎教育・専門教育>

- ・短期大学部歯科衛生学科では、現在進行中のカリキュラムの見直しを推進する。
- ・短期大学部社会福祉学科では、福祉職としての倫理観や科学的思考力、判断力を培うため、静岡県社会福祉士会及び静岡県介護福祉士会と連携して外部講師を招き、実習指導などにおいて実践的な教育を実施する。
- ・短期大学部こども学科では、保育現場へのフィールドワークを活かした授業により、理論と実践両面での育成を図る。また、幼稚園・こども園・児童福祉施設等での実習教育を重視したカリキュラムを編成し、教育の充実を図る。さらに、年度末に教育課程の成果を検証する機会を設ける。

(No.13)

(ウ) 国家試験等への対応

- ・薬剤師国家試験の内容を精査し、教育内容の検証を行う。また、成績不良者の学力レベル向上を目指した補講を夏及び秋の2回実施し、学生の学力レベルの底上げを図る。

<数値目標>

薬剤師国家試験

新卒者の合格率90%の維持

(薬学部薬学科)

(No.14)

- ・国家試験関連科目の講義の工夫とともに、模擬試験などの国家試験対策の一層の充実を図る。模擬試験の成績が低い学生に対しては、受験学習の計画書を作成させ、受験に対する意識の向上を図るとともに、計画書に沿った学習の実行に向けて個別指導を強化する。

<数値目標>

管理栄養士国家試験

新卒者の合格率100%の維持

(食品栄養科学部栄養生命科学科)

(No.15)

- ・国家試験関連科目における質的な検証とともに、模擬試験など国家試験対策についての支援の充実を図る。

模擬試験において成績が低い学生について、専門分野の対策講座とともにアドバイザーチームとともに学習環境を支援する。

<数値目標>

看護師国家試験

新卒者の合格率100%の維持

保健師国家試験

新卒者の合格率全国平均以上の維持

(看護学部看護学科)

助産師国家試験

新卒者の合格率 100%の維持

(看護学研究科)

(No.16)

- ・短期大学部歯科衛生学科では、国家試験準備カリキュラム、国家試験模擬試験など、国家試験対策の充実を図る。
- ・短期大学部社会福祉学科では、模擬試験の結果を踏まえたきめ細かな指導を実施するなど、国家試験の合格に向けた学習の支援を充実させる。

〈数値目標〉

歯科衛生士国家試験

新卒者の合格率 100%の維持

(短期大学部歯科衛生学科)

介護福祉士国家試験

新卒者の合格率全国平均以上の維持

(短期大学部社会福祉学科)

(No.17)

- ・食品栄養科学部の食品生命科学科及び環境生命科学科では、初年度の理科教諭教職課程の教育を確実に進める。食品栄養科学部栄養生命科学科では、4年目となる栄養教諭教職課程の教育を確実に進める。
- ・短期大学部社会福祉学科では、保育士の資格が確実に取得できるように、実習指導者とチーフターが連絡を密にして指導力を高める。
- ・短期大学部こども学科では、幼稚園教諭二種免許、保育士資格に関する学修を確実に進め る。

(No.18)

(I) 成績評価

- ・「シラバス作成のためのガイドライン」を大学ホームページに掲載するとともに、教員に周知する。
- ・GPA、CAP 制度の運用方法について、学内で情報を共有する。
- ・国際関係学部及び経営情報学部では、2016 年度受審の（公財）大学基準協会 大学認証評価での提言を踏まえ、CAP 制の実施体制の見直し案を検討・作成し、2020 年度からの実施を目指す。

(No.19)

イ 特色ある教育の推進

- ・しづおか学の履修者数を科目別、学部ごとに集計し、履修の傾向をつかみ、履修者数に偏りのあるしづおか学について、時間割の変更及び授業内容の見直し等の可否を検討する。
- ・ふじのくに地域・大学コンソーシアムと連携し、「ふじのくに学」、「しづおか学」の履修推進に取り組む。

(No.20)

- ・TOEIC L&R 団体受験を平成 30 年度に継続して実施する。
- ・TOEIC Speaking Test 実施の可能性を検討する。
- ・ビクトリア大学（カナダ）での春期英語研修プログラムの充実に取り組む。

(No.21)

- ・国際関係学部では、実践的な英語力の育成を図るため、英語ネイティブの教員が初年次の学生を対象として英語による課題解決型授業（PBL）を実施する。

〈数値目標〉

TOEIC L&R IP テスト目標スコアを達成した学生の割合 (※)

- 800 点以上の学生が 10%以上
- 730 点以上の学生が 15%以上
- 600 点以上の学生が 50%以上

※目標スコアを達成した国際関係学部 2 年次学生数/国際関係学部 2 年次全学生数(休学者を除く。)

(No.22)

- ・複数の学部、研究科（院）で全学共通科目の授業を提供する。
- ・学部間等で連携して他学部に授業を提供する。

(No.23)

ウ 多様な教育方法の拡充

(ア) 静岡県立大学（学士課程）、静岡県立大学短期大学部

- ・学部の教育で初年次教育やアクティブ・ラーニングを取り入れた教育方法を展開する。
- ・各学部教務委員会は、初年次教育やアクティブ・ラーニングの実施状況の調査及び実施効果の検討を行う。
- ・全学教務委員会は、各学部教務委員会の調査・検討結果を集計の上、学内に周知し、教育方法の拡充を図る。
- ・学部教育で外部組織からの寄附講座や講師の起用した教育を展開する。
- ・静岡大学との単位互換について、全学教務委員会で実施状況を報告し、大学間協力を推進する。
- ・短期大学部では、学生の意欲的・主体的な学修のため、アクティブ・ラーニング等の多様な教育方法の導入に努めるよう教員に周知する。

(No.24)

- ・【再掲】しづおか学の履修者数を科目別、学部ごとに集計し、履修の傾向をつかみ、履修者数に偏りのあるしづおか学について、時間割の変更及び授業内容の見直し等の可否を検討する。
- ・ふじのくに地域・大学コンソーシアムと連携し、「ふじのくに学」、「しづおか学」の履修推進に取り組む。

(No.20)

(イ) 静岡県立大学（大学院課程）

- ・静岡県の産業と福利の向上に貢献する人材育成の一環としての「茶学」などの教育において、自然科学と人文科学両分野の科目履修を検討とする。
- ・静岡大学大学院、東海大学大学院との単位互換について全学教務委員会で実施状況を報告し、大学院間協力を推進する。
- ・各業界から登用する講師の活用、各業界へのインターンシップの拡充により、学生のキャリアパス支援の方策を策定する。

(No.25)

(ウ) インターネット教育

- ・一部の全学共通科目において、インターネット遠隔教育を実施する。

(No.26)

(2) 入学者受入れ

- ・オープンキャンパス申込者数、各種入試志願者数、受験産業の情報の推移を分析し、志願者数向上のための改善策を明らかにした上で、必要な組織体制の整備や効果的な広報活動実施準備を行う等入学者確保対策に取り組む。
- ・夜間や土曜日に講義を開講するなど継続し、それに必要な学内設備や人的なサポート体制の維持を図る。
- ・薬食生命科学総合学府では、「茶学」、「栄養教諭（専修）」など静岡県の産業と福利の向上を支える領域に着目し、大学院修了後にその分野で活躍できる人材育成の検討を始めるとともに、専攻ごとの入学定員に対する充足率を是正すべく定員の充足に向けた取組を推進する。
- ・看護学研究科では、新たな入学者選抜方法及び社会人入試制度に対する広報方法、教育方法を受験生に周知する。また、修士課程の定員充足を目指し、土日及び夜間開講が教員負担増とならないよう適切に学部教育とのバランスを図る。
- ・短期大学部では、オープンキャンパス及びオープンキャンパス mini における申込者数、各種入学者選抜受験者の高校別入人数等を分析し、ターゲットとなる高校へのアプローチを強化する。

〈数値目標〉

大学院入学定員充足率（大学院全体）

修士課程 100%
博士／博士後期課程 100%
(No.27)

- ・オープンキャンパスの来場者が、本学についての理解を深め、本学の魅力を感じ取れるように、各学部のオープンキャンパスの現状を分析し、検証する。
- ・平成 30 年度に引き続き、「環富士エリア」を含む東部地区での、高校訪問の充実を図る。
- ・短期大学部では、進学相談会への参加や高校訪問等を拡充し、高校生、保護者及び高校教諭に対して本学の強みをアピールする。

(No.28)

- ・2021 年度入試に向け、高大接続改革を踏まえ、入学者選抜委員会で高大接続改革に対応した選抜方法の詳細を検討する。
- ・短期大学部では、国の「大学入学者選抜改革」に先立ち、2020 年度入学者選抜から AO 入試を導入する。調査書の活用方法及び推薦書の様式を再考すると同時に本人提出書類様式の策定を行う等、高大接続改革(大学入学者選抜改革)に対応した検討を進める。大学入学共通テストの活用方法について他大学・短期大学の事例を調査する。

(No.29)

(3) 教育の実施体制等

ア 教育の実施体制の整備

- ・全学教務委員会で、学部間及び短期大学部との協力状況を報告し、教員の相互協力を推進する。
- ・令和 2 年度の看護学研究科博士後期課程の開始に向けて、志願者募集の広報活動、入学試験を行う。
- ・短期大学を取り巻く環境の変化に対する基礎資料を収集・分析するとともに、将来構想の検討を進める。

(No.30)

- ・環境やユニバーサルデザインに配慮し、照明機器の LED 化や多目的トイレの改修などを進める。
- ・短期大学部では、設備の現状を把握し、設備更新計画を見直す。

(No.31)

- ・全学的な視点からの図書館資料の整備と学修支援のための館内環境整備を進める。特に、草薙図書館では、学生の要望に応えるべく懸案だった授業前早朝開館を年間通して試行する。

(No.32)

- ・全学共用実習室及び各学部実習室のパソコン等の配備計画に基づき、パソコンやサーバシステム、ソフトウェア等を更新し、情報リテラシー教育のための環境整備を行う。
- ・配備計画に基づき、PC 実習室の更新を行う。
- ・情報ネットワークの使用状況について継続的に調査し、必要に応じて、ネットワーク関係機器の更新や情報コンセントの設置を行うなど、学内ネットワーク環境の改善を図る。

(No.33)

イ 教育力の向上

- ・教育等の内部質保証について、各学部等における自己点検・評価の運用状況を確認する。
- ・全学内部質保証推進組織の整備に向け、その担うべき役割や全学的に整備すべき事項の検討・整備に取り組む。

(No.34)

- ・各学部、研究科の FD 委員会で効果的な授業形態、学習指導方法等の開発・改善に取り組むためのプロジェクトを計画し、教員の能力向上を図る。
- ・全学及び学部等の FD 委員会において、研究発表、交流、意見交換、教員相互の公開授業等の活動の拡充を図る。
- ・FD 研修への教員の積極的な参加を呼び掛けるとともに、FD 研修の参加率を把握し、その向上に取り組む。

〈数値目標〉

FD 研修参加率 (※) 75%以上 (年度)

※年に 1 回以上 FD 研修に参加した教員数/全教員数

(No.35)

- ・学生による授業評価及び教員相互授業評価を実施するとともに、県内の高校や卒業生・修了生の就職先等に評価を依頼し、教育の検証を行う。
- ・教員の研修や派遣により、連携大学をはじめとする海外の大学との関係を強化し、グローバルな視野を持つ人材育成に必要な教育力を養成する。海外を含め、学外から講師を招き、各種セミナーの開催を通じて、教員に国内外の優れた研究に接する機会を与える。
- ・薬学教育評価機構による第三者評価への対応を基盤として、PDCA サイクルを機能させるための体制を構築する。
- ・日本看護学教育評価機構による第三者評価を受審するために必要な内容について精査する。
- ・教育活動の改善に資する適切な指標を検討し、ファクトブック等へ情報公開する。

(No.36)

(4) 学生への支援

- ・隨時、学生の学修に関する相談や意見を聞くとともに、クラブ・サークルの学生との意見

交換会や留学生との意見交換会を定期的に開催するなどにより、学生のニーズを把握し、学習環境の改善に取り組む。

- ・学生への奨学金制度の案内の充実を図るとともに、学部・研究科への通知を行うことで奨学金への応募を推進する。また、各種の財団及び企業等へ訪問するなどして奨学金の採用機会を増やし、奨学金確保に向けて取り組む。
- ・図書館では、社会人を含む学生が十分な自主的学習ができるよう夜間開館を継続する。
- ・短期大学部では、学習環境等に関する意見や要望を表出する機会として「学生のこえ」を設置する。対応を要すると考えられる案件については関係部署と連携して改善を図る。また、学生によるクラブ・サークル、委員会等の活動に対して支援を行う。

(No.37)

- ・学生の心身の健康状態について、健康支援センター各室や他部署と守秘義務を遵守した情報共有を定期的に実施し、学生個々の到達目標に合わせた健康支援を行う。
- ・障害や慢性疾患のために修学に際して特別な配慮を希望する学生に対し、各学部・各部署と連携し支援の提供を行う。
- ・学生の健康状態の傾向や健康支援に関するニーズに沿った健康講座や講演会を学内部署と連携を取りながら開催する。
- ・学生の傷病の応急処置・メンタルヘルスへの対応や感染症予防対策を行う。
- ・学生の健康診断に対応し、有所見者に対して生活指導を行う。

(No.38)

- ・【再掲】全学的な視点からの図書館資料の整備と学修支援のための館内環境整備を進める。特に、草薙図書館では、学生の要望に応えるべく懸案だった授業前早朝開館を年間を通して試行する。

(No.32)

- ・留学生ガイダンス、カンバセーションパートナー制度、留学生交流会や留学生スポーツ大会を継続実施し、様々なイベントを通して地域や他の機関との連携を図ることによって、留学生支援を充実させる。また、卒業後の留学生ネットワークの構築を図るために、留学生用のFacebookを活用する。

(No.39)

- ・就活スケジュールの変動に対応できるよう、低学年から参加できるキャリア・就活講座の充実を図るとともに、観光マネジメント分野の進路先調査等就活に関する情報の収集・提供を行う。
- ・卒業生との連携体制を整えるため、社会人キャリアサポートの登録を増やす。
- ・キャリア科目の中で県内産業界と連携した取り組みを行う。
- ・静岡商工会議所等の経済団体とともに本学学生と地元企業の経営者等が交流する場を設け、学生のキャリア形成を支援する。

〈数値目標〉

就職率（全就職希望者数比）

大学、大学院全体 100%

(No.40)

- ・短期大学部では、キャリア支援センターによるガイダンスやセミナー等を開催する。
- ・学外セミナー及びフェア等へ積極的に参加する。
- ・学務システムや学内掲示板等を活用した就活情報の学生への周知に取り組む。

〈数値目標〉

就職率（全就職希望者数比）

短期大学部 100%

(No.41)

2 研究に関する目標を達成するための措置

(1) 研究の方向性及び成果の活用

ア 研究の方向性

(ア) 静岡県立大学

[薬学部・薬学研究院]

- ・生活習慣病・がん・感染症など重要性の高い疾病の病因・治療・予防に関する研究を推進し、その研究成果を国際学術誌や国内外の学会で発表する。

(No.42)

[食品栄養科学部、食品栄養環境科学研究院]

- ・「食品の安全性および機能性」に関する研究、「食と健康」及び「環境と健康」に関する分子からヒト個体及び集団のレベルまでの研究を推進する。

(No.43)

[国際関係学部、国際関係学研究科]

- ・現代韓国朝鮮研究センターや広域ヨーロッパ研究センターを中心に、アジア及び欧米地域を中心とした国際関係の研究を推進する。
- ・グローバル・スタディーズ研究センターを中心に、多文化共生を視野に入れた社会・文化・言語を中心とした研究を推進する。

(No.44)

[経営情報学部、経営情報イノベーション研究科]

- ・3センターを中心に展開してきた経営情報イノベーション研究科の研究活動をより地域に魅力的なものとするため、2019（平成31）年度に着任する観光分野の教員を、地域経営研究センター、医療経営研究センター、ICTイノベーション研究センターのうち、関連が深いセンターに配置し、2020年度からの研究活動の基盤を確立する。

(No.45)

[看護学部、看護学研究科]

- ・地域で生活する人々を対象とする健康寿命延伸のための研究を推進する。
- ・看護学研究科の研究教育力を推進するため、成果物に関する適切な公開方式について検討する。

(No.46)

[学際的研究、グローバル地域センター]

- ・「アジア・太平洋（政治・経済・社会）」部門では、「21世紀アジアのグローバルネット構築と静岡県の役割」に関する調査研究事業を推進する。
「危機管理」及び「地震予知」については、調査・研究を継続する。また、静岡茶の世界を考える懇話会（サロン）では世界お茶まつり2019に参加する。そのほか、調査・研究成果等の情報発信、広報（シンポジウムの開催等）に取り組む。
- ・静岡県の産業と福利の向上に貢献する「茶学」などの教育と連携して、自然科学と人文科学両分野の融合研究を指向する。

(No.47)

(イ) 静岡県立大学短期大学部

- ・地域の機関と連携して保健・医療・福祉及び幼児教育に関する研究を進める。
- ・社会福祉学科では、人々の生活の質を向上させるため、地域で起きている様々な生活課題

当事者にインタビューを行い、その意見を反映させた研究を推進する。

(No.48)

イ 研究成果の活用・発信

- ・発明委員会の適切な運営等による知的財産権の保護と活用を行う。
- ・学生及び教職員を対象とした知財教育を行う。

(No.49)

- ・地域における中核的な学術研究推進拠点としての体制整備を進める。
- ・研究シーズ集の発行や各種技術展への参加等を通じて、研究シーズを情報発信する。
- ・教員著作図書の収集や機関リポジトリの整備等による本学の研究成果の蓄積と発信を進め る。
- ・静岡健康・長寿学術フォーラムを11月に開催し、健康・長寿に関する研究成果や学術情報 の蓄積、地域社会への還元、国内外への情報発信を行う。
- ・公開講座やUSフォーラム（4月）を開催し、本学の研究成果や学術情報を公開する。

(No.50)

(2) 研究の実施体制等

- ・科学研究費補助金を獲得するための申請方法の説明会を実施するなどして、科学研究費補 助金、受託研究費・共同研究費等の外部資金（おおぞら基金を除く。）の金額及び件数が、 過去の年度実績平均を超えることを目指す。

〈数値目標〉

外部資金

- | | |
|-------|----------------------------|
| ・獲得金額 | 第1期及び第2期計画期間の年度平均を超える金額の維持 |
| ・獲得件数 | 第1期及び第2期計画期間の年度平均を超える件数の維持 |

(No.51)

- ・学内に、文理融合の総合研究推進体制を整備する。
- ・国内外の大学や研究機関、民間企業等との共同研究や受託研究を積極的に推進する。
- ・静岡健康・長寿学術フォーラムを11月に開催し、国内外の研究者とのネットワーク形成を 推進する。
- ・短期大学部では、大学、研究機関、民間企業等との共同研究や受託研究の情報収集を図る とともに、教員への情報伝達を徹底する。

(No.52)

- ・先進的な研究を進めるために必要な機器の整備を図る。

(No.53)

- ・【再掲】全学的な視点からの図書館資料の整備と学修支援のための館内環境整備を進める。 特に、草薙図書館では、学生の要望に応えるべく懸案だった授業前早朝開館を年間を通して 試行する。

(No.32)

3 地域貢献に関する目標を達成するための措置

(1) 地域社会等との連携

- ・COC事業を可能な範囲で継続し、地（知）の拠点としての役割を果たしていくとともに、 それに必要となる関係機関との協力関係の構築や充実を図る。

(No.54)

- ・静岡県との関係強化を図り、定期的な意見交換の場を設置する。また、県内市町、公的機関等及び企業・団体との連携強化を図る。
- ・賀茂地域1市5町との包括連携協定に基づく関係市町からの要望を踏まえ、検討、取り組みを進める。
- ・静岡県環境衛生科学研究所や藤枝市立総合病院と協定に基づき研究者の受入れ及び大学院生の派遣を実施する。
- ・「ふじのくに防災士養成講座」など、防災に関する講座を静岡県等と連携して開催する。
- ・兼業規程の適正な運用の下、静岡県の各種審議会・委員会等への本学教員の積極的な参画を支援し、参画数の増加を図る。
- ・短期大学部では、公開講座や出前講座などを活用し、地域のつながりや多文化共生等を広めていく。防災訓練等を通して近隣の自治会、施設（高齢者・子ども関連施設など）などの緊急時に備えたより緊密な関係を構築する。健康フェアを通して、①予防医学（健康寿命の長期化）に対する啓蒙活動を推進、②「歯科医療」、「障害」、「高齢者」、及び「子育て」に関する悩みの相談（解消に向けたアプローチ）を実施する。

(No.55)

- ・まちづくりや学生支援等、必要に応じて、他大学や行政等との連携を図る。
- ・ふじのくに地域・大学コンソーシアムが実施する県内高等教育機関等との連携事業を通じて、教職員等や地域等との連携を深めるとともに、ゼミや研究等による地域の課題解決等を図る。
- ・高校生の学習意欲の喚起や進路選択に資するとともに、学生が高校教育から大学教育へ円滑に移行できるよう、高校生を対象とした公開授業や高校生の大学の授業への参加、本学教員による出張講義等を実施し、高等学校との連携を推進する。

(No.56)

(2) 教育研究資源の地域への還元

- ・公開講座を本学ウェブサイトへの掲載、ポスター掲示、リーフレットを通じて広く県民に周知する。
社会人公開講座開催後に、受講者から回収したアンケートの集計結果を社会人学習講座委員会で検証する。
- ・社会人聴講生の制度を本学ウェブサイト、静岡県広報誌等を通じて広く県民に周知する。多くの児童・生徒が参加できる模擬授業や研究室開放等を実施することで、地域の児童・生徒の幅広い分野の知的関心と意欲を引き出すように取り組む。
- ・薬草園において、「薬草講座」や「県薬事課による講演会」を開催する。
- ・短期大学部では、大学祭にあわせた卒業生対象のリカレント教育講座や社会人専門講座としてのHPS養成講座を開催する。

〈数値目標〉

公開講座参加者数	延べ1,800人以上の維持（年度）
社会人向け学習講座受講者の満足度（※）	80%以上の維持（年度）
※アンケート調査（5段階評価）において、満足度を上位2段階のいずれかに回答した受講者の全受講者に占める割合	

(No.57)

- ・「世界お茶まつり2019」において静岡茶の歴史を踏まえた未来戦略等を提言する。また、一带一路と静岡県のつながりや静岡と寧波（浙江省）との交流等や危機管理要員の訓練施

設のあり方についても提言・報告を行う。

(No.58)

- ・【再掲】COC 事業を可能な範囲で継続し、地（知）の拠点としての役割を果たしていくとともに、それに必要となる関係機関との協力関係の構築や充実を図る。

(No.54)

- ・【再掲】静岡県との関係強化を図り、定期的な意見交換の場を設置する。また、県内市町、公的機関等及び企業・団体との連携強化を図る。
- ・賀茂地域1市5町との包括連携協定に基づく関係市町からの要望を踏まえ、検討、取り組みを進める。
- ・静岡県環境衛生科学研究所や藤枝市立総合病院等と、協定に基づき研究者の受入れ及び大学院生の派遣を実施する。
- ・「ふじのくに防災土養成講座」など、防災に関する講座を静岡県等と連携して開催する。
- ・兼業規程の適正な運用の下、静岡県の各種審議会・委員会等への本学教員の積極的な参画を支援し、参画数の増加を図る。
- ・短期大学部では、公開講座や出前講座などを活用し、地域のつながりや多文化共生等を広めていく。防災訓練等を通して近隣の自治会、施設（高齢者・子ども関連施設など）などの緊急時に備えたより緊密な関係を構築する。健康フェアを通して、①予防医学（健康寿命の長期化）に対する啓蒙活動を推進、②「歯科医療」、「障害」、「高齢者」、及び「子育て」に関する悩みの相談（解消に向けたアプローチ）を実施する。

(No.55)

(3) 地域社会への学生の参画

- ・地域活動を含む社会貢献活動への学生の取組を支援するためのコミュニティフェロー制度及び地域住民の本学への教育的貢献を促すための社会人フェロー制度等を適切に運用し、人材の循環による共育体制の構築に取り組む。
- ・「ボランティア等」に関連する学生のクラブ活動に対し、情報提供、活動内容の指導などを通して、その取組を支援する。

(No.59)

- ・【再掲】随時、学生の学修に関する相談や意見を聞くとともに、クラブ・サークルの学生との意見交換会や留学生との意見交換会を定期的に開催するなどにより、学生のニーズを把握し、学習環境の改善に取り組む。
- ・学生への奨学金制度の案内の充実を図るとともに、学部・研究科への通知を行うことで奨学金への応募を推進する。また、各種の財団及び企業等へ訪問するなどして奨学金の採用機会を増やし、奨学金確保に向けて取り組む。
- ・図書館では、社会人を含む学生が十分な自主的学習ができるよう夜間開館を継続する。
- ・短期大学部では、学習環境等に関する意見や要望を表出する機会として「学生のこえ」を設置する。対応を要すると考えられる案件については関係部署と連携して改善を図る。また、学生によるクラブ・サークル、委員会等の活動に対して支援を行う。

(No.37)

(4) 地域貢献の推進体制整備

- ・地（知）の拠点として行う地域志向研究を継続することを通じて教職員の意識、実践能力の向上を図る。

- ・地域貢献活動に対する積極的な周知を図る。
- ・短期大学部では、教職員の地域貢献に対する意識の向上を図るため、地域貢献活動に関する情報を共有する機会を設ける。

(No.60)

- ・薬草園において、台風により被害を受けた物の修繕や経年劣化により倒れそうな鉄製藤棚の撤去を行う。

(No.61)

4 グローバル化に関する目標を達成するための措置

(1) グローバル人材の育成

- ・交換留学等体験学生による報告会「交換留学フェア」を継続し、留学に関する情報提供及び意識醸成並びに交流の促進を図る。
- ・海外協定校との協定更新により継続的な交流を図る。また、将来的な交換留学の実施も念頭に置き、グローバル化基本方針に基づき、新たな交流先を開拓する。
- ・国際的なインターネット遠隔教育及び遠隔学生交流を実施する。
- ・留学生の満足度を測る手法について、他大学の事例等を参考に検討する。
- ・私費外国人留学生に対して奨学金制度を継続することで、経済支援の充実を図り、学業・研究業績の向上と国際交流を推進する。
- ・段階的な日本語研修プログラム構築に向けて資料を収集する。

〈数値目標〉

留学生への満足度アンケート（※）	70%以上の維持（年度）
※留学生へのアンケート調査（5段階評価）において、本学への留学に対する満足度を上位2段階のいずれかに回答した留学生の全留学生に占める割合	
海外派遣参加学生人数（交換留学生・語学留学生）	第2期中期計画期間の年度平均人数以上の維持（年度）

(No.62)

- ・交換留学等体験学生による報告会「交換留学フェア」を継続し、留学希望者や留学生に対する教育体制の強化及び交流の促進を図る。
- ・アジア地域をはじめ世界各国に向けて本学に関する情報を発信するとともに、世界主要国の大規模な大学等を中心に、人脈形成及び関係構築を図る。
- ・海外協定校と協定更新により継続的な交流を図る。また、将来的な交換留学の実施も念頭に置き、グローバル化基本方針に基づき、新たな交流先を開拓する。
- ・海外からの研究者及び留学生の滞在に関する支援において、利便性の向上を図る。
- ・海外で開催される国際学会に参加し、発表する学生に対する支援を行う。

(No.63)

- ・【再掲】TOEIC L&R 団体受験を平成30年度に継続して実施する。
- ・TOEIC Speaking Test 実施の可能性を検討する。
- ・ビクトリア大学（カナダ）での春期英語研修プログラムの充実に取り組む。

(No.21)

- ・【再掲】国際関係学部では、実践的な英語力の育成を図るため、英語ネイティブの教員が初年次の学生を対象として英語による課題解決型授業（PBL）を実施する。

〈数値目標〉

TOEIC L&R IP テスト目標スコアを達成した学生の割合 (※)

800 点以上の学生が 10%以上
730 点以上の学生が 15%以上
600 点以上の学生が 50%以上

※目標スコアを達成した国際関係学部 2 年次学生数/国際関係学部 2 年次全学生数(休学者を除く。)

(No.22)

- ・【再掲】一部の全学共通科目において、インターネット遠隔教育を実施する。

(No.26)

(2) 教育研究活動のグローバルな展開

- ・海外協定校との教員交流事業に対する予算支援を継続する。海外協定校との教員交換を促進し、情報交換や特別講義等を通じて、教員及び学生双方の教育・研究の充実を図る。特に緊密な関係を有する協定校については、教員・学生の交換等の交流を積極的に推進する。
- ・アジア地域をはじめ世界各国に向けて本学に関する情報を発信するとともに、世界主要国の大邱保健大学等を中心に、人脈形成及び関係構築を図る。
- ・海外協定校との協定更新により継続的な交流を図る。また、将来的な交換留学の実施も念頭に置き、グローバル化基本方針に基づき、新たな交流先を開拓する。
- ・大邱保健大学との大学間交流により相互に学生の派遣、受入を継続して行う。

(No.64)

- ・教員に対する海外への学外研修旅費制度を継続し、海外における教育・研究活動を支援する。
- ・海外協定校を中心とした教員交換により、情報交換や特別講義等を実施し、教員及び学生双方の教育・研究の充実を図る。
- ・海外からの研究者及び留学生の滞在に関する支援において、引き続き利便性の向上を図る。
- ・海外協定校を中心に研究者等の招聘を進め、情報交換、特別講義及び共同研究等を実施し、教育・研究両面における協定校との関係強化を図る。
- ・学術文化研究機関等との連携を継続し、国際学会、講演会等の企画・開催を積極的に推進する。
- ・短期大学部では、国際交流協定を締結している大邱保健大学との交流を継続するとともに、新たな大学との交流を検討する。
- ・食品栄養環境科学を含む農学分野においてアメリカ合衆国で 1 位にランクキングされるカリフォルニア大学デービス校の Global Tea Initiative (GTI)などを活用し、教育研究連携の強化方針を策定する。

〈数値目標〉

国際的なシンポジウム等への海外研究者等参加者数

75 人以上の維持 (年度)

(No.65)

- ・【再掲】一部の全学共通科目において、インターネット遠隔教育を実施する。

(No.26)

(3) グローバル化の推進体制整備

- ・平成 29 年度に策定した国際交流の効果的な推進及び教育研究のグローバル化に向けた全学

的取組方針に基づき、具体的な実行計画を策定するとともに、実行計画を推進するための体制強化を図る。

(No.66)

第3 法人の経営に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 業務運営の改善に関する目標を達成するための措置

(1) 戦略的かつ効率的な組織・業務運営

- ・学外理事を含む法人役員で構成される役員会を、監事の出席のもと月1回以上開催するとともに、国際交流を推進する体制を強化するなど、戦略的・機動的な大学運営を図る。
- ・他大学の各種データを収集し、教育研究・財務状況などを比較・分析することで本学の特徴を把握し、大学運営に活用する。

(No.67)

- ・国立大学の状況を注視しつつ、国内・県内における他大学との連携・協働の状況について情報を収集する。
- ・2020年度からの看護学研究科博士後期課程設置を目指し、文部科学省への設置認可申請に関する事務を進める。

(No.68)

- ・大学運営会議や各種委員会などにおける教員と事務職員の積極的な意見交換や、広報・企画室と学生室の学部・大学院担当との間の連携、草薙・小鹿の両キャンパス間の連携強化など、引き続き大学の効率的な運営を図る。
- ・新財務会計システムを導入し、各教員による予算把握を可能にするなど業務の見直しを進め、事務処理の効率化を図る。

(No.69)

(2) 人事運営と人材育成

ア 人事制度の運用と改善

- ・引き続き、教員評価結果の処遇への反映（表彰制度、サバティカル研修）の検証を行うとともに、任用制度や人事制度等の問題点の把握に努め、教員人事委員会制度の適切な運用を図る。
- ・平成30年度までの採用実績等を踏まえ、法人固有職員の採用を計画的に進めるとともに、評価制度の検証や改善を行う。

(No.70)

イ 職員の能力開発

- ・学内研修により事務職員の大学職員としての意識を醸成させるとともに、OJT等により引き続き職員の資質向上に取り組む。
- ・法人固有職員については、外部研修を活用するなど長期的な視野に立った育成を図る。
- ・（一社）公立大学協会等を通じ、他大学の研修実施状況に関する情報を収集する。

(No.71)

(3) コンプライアンスの強化

- ・FD講習会やSD講習会、学外の研究会等の様々な機会を活用し、教職員に対し引き続きコンプライアンス意識や法令遵守意識（個人情報の管理及び情報漏えいリスク管理を含む。）

の向上及び徹底を図る。

(No.72)

- ・過去に行った監事や会計監査人の監査等の結果を踏まえ、内部監査の項目、実施方法等を検討し、より効果的な監査を行う。

(No.73)

2 財務内容の改善に関する目標を達成するための措置

(1) 自己収入等の確保

- ・文理融合の総合研究推進体制を活用し、産学民官連携による共創型研究プロジェクト資金の獲得を図るとともに、科学研究費補助金を獲得するための申請方法の説明会を実施するなど、全教員に外部資金（科学研究費補助金、共同研究・受託研究など）の増加に向けた取組を促す。
- ・おおぞら基金への寄付拡大のため、本学広報誌の配布時に案内をするなど、教育研究活動のPRと併せた周知、寄付者の理解の醸成を図る。
- ・大学施設について、地域での利用や、各種試験、学会、研究会等での利用を促進する。

(No.74)

- ・【再掲】科学研究費補助金を獲得するための申請方法の説明会を実施するなどして、科学研究費補助金、受託研究費・共同研究費等の外部資金（おおぞら基金を除く。）の金額及び件数が、過去の年度実績平均を超えることを目指す。

〈数値目標〉

外部資金

- ・獲得金額 第1期及び第2期計画期間の年度平均を超える金額の維持
- ・獲得件数 第1期及び第2期計画期間の年度平均を超える金額の維持

(No.51)

- ・資金の状況を適切に把握しつつ、年度の資金運用方針を策定し、安全かつ効率的な運用を図る。

(No.75)

(2) 予算の効率的かつ適正な執行

- ・既存事業の見直しや再構築、重点化に加え、事務の効率化を図り、教育・研究活動の向上に繋がる事業に対して、財務諸表等の分析結果も考慮し、計画的、戦略的に予算配分を行う。
- ・予算執行状況の把握に努め、特に業務内容の見直しによる時間外勤務の削減を図るほか、光熱水費や事務的経費の節約を引き続き実施する。

〈数値目標〉

管理的経費の削減率（※）

前年度決算比で1%の削減（年度）

（前年度管理的経費－当年度管理的経費）/前年度管理的経費

※管理的経費…財務諸表における一般管理費のうち、租税公課や減価償却費、修繕費等の義務的な経費は除く。

(No.76)

3 施設・設備の整備、活用等に関する目標を達成するための措置

- ・施設の劣化診断や定期点検を実施するとともに、大規模修繕計画に基づき、屋上防水、外

壁修繕、特定天井改修、消防設備更新、低圧配電設備更新、EV 設備改修、空調設備改修工事などを行う。

(No.77)

第4 自己点検・評価及び情報の提供に関する目標を達成するためによるべき措置

1 評価の充実に関する目標を達成するための措置

- 既存の自己点検・評価を所掌する委員会を活用しつつ、全学的に内部質保証を担う体制の整備に取り組む。
- 静岡県公立大学法人評価委員会による評価を受審するとともに、第2期中期目標期間の業務実績に関する評価や平成30事業年度の業務実績に関する評価結果を踏まえた業務改善に取り組む。

(No.78)

2 情報公開・広報の充実に関する目標を達成するための措置

- 教職員を対象に、情報公開・個人情報の保護に関する周知を行い、情報の適正な取り扱いを図る。
- 公式サイトや公式SNSのほか、進学情報サイトを活用して、教育研究活動や地域貢献活動に関する情報を積極的に発信する。また、教職員の広報意識を高めるため、広報研修会を実施する。

(No.79)

第5 その他業務運営に関する重要目標を達成するためによるべき措置

1 安全管理に関する目標を達成するための措置

- 学生・教職員の健康診断を実施するとともに、健康診断結果に基づく事後措置（二次健診の受診勧奨、保健指導等）を徹底する。
- 作業環境測定等の外部専門家による評価結果に基づき、安全設備の整備を行う。
- 安全衛生講習会の実施や、危険有害因子を含む実験等を日常的に行う学生・教職員に「安全実験マニュアル」を周知するなど、学内の安全衛生に対する意識を高める。
- 薬品管理システムへの登録方法や化学物質の取扱方法の講習会を開催し、その重要性を周知する。

(No.80)

- 自衛消防訓練の実施のほか、全学防災訓練（県大）、地元自治会や関係機関等と連携した防災訓練（短期大学部）を実施し、災害等に備えるとともに、防災体制の有効性を確認する。
- 防災マニュアルの見直しを行うとともに、全学生、教職員に周知し、防災に対する意識の向上を図る。
- 事業継続計画の隨時見直しを行うとともに、教職員への周知を図る。
- 防災管理点検結果に基づき、学内施設設備の安全対策を実施する。
- 関係機関との連携や、大学周辺のアパート等管理者との連絡会開催を通じて、学生が安心して安全な生活を送ることができる環境づくりを推進する。

(No.81)

2 社会的責任に関する目標を達成するための措置

- 学外相談員や各部局に配置する教職員の相談員等によるハラスメントに関する相談窓口体

制を引き続き確保するとともに、学生に対するリーフレットの配布やハラスメント相談窓口の周知、ニュースレターの発行等により、ハラスメントの防止・救済対策の充実を図る。

- 教職員を対象に実施する部局ごとのハラスメント研修会の広報を強化し、欠席者に対しては当日の研修内容を録画したDVDを視聴させるなど、引き続き全教職員にハラスメント根絶のための意識を徹底させる。

(No.82)

- 教職員に対し、働き方改革への対応や育児・介護休業等の取得のための周知を行う。
- ジェンダー・マイノリティに関する全学共通科目を継続実施するとともに、リプロダクティブ・ヘルス/ライツ啓発やワーク・ライフ・バランス実現のための研究支援員制度等に関する他大学等の事例について、情報を収集する。

(No.83)

- 環境負荷低減を図るため、教職員、学生等への消灯奨励、冷暖房の節減、リサイクルの推進等を行う。

(No.84)

V その他の記載事項

- 1 予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画
別紙参照

2 短期借入金の限度額

(1) 限度額 13億円

(2) 想定される理由

運営費交付金の受入れ遅延及び事故等の発生等により緊急に必要となる対策費として借入れすることも想定される。

3 重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画

なし

4 剰余金の使途

決算において剰余金が発生した場合は、教育・研究の質の向上及び組織運営の改善に充てる。

5 県の規則で定める業務運営計画

(1) 施設及び設備に関する計画

施設・設備等の内容	予算額（百万円）	財源
大規模施設改修	233	施設整備費等補助金
大型備品更新	50	

(2) 人事に関する計画

- 教員は、全学機関である教員人事委員会の選考を通じて公平性・透明性を確保の上、広く優秀な人材を採用する。事務局職員については、大学事務の専門性に配慮して法人固有職員を採用する。

- ・教員及び事務職員のファカルティ・ディベロップメント及びスタッフ・ディベロップメントを実施する。
- ・新たな教育研究活動の展開に係るものを別にして、期首の定数を上限に、教員及び事務職員の定数を適正管理する。

(3) 中期目標の期間を超える債務負担

なし

(4) 積立金の使途

積立金は、教育・研究の質の向上及び組織運営の改善に充てる。

(別紙)
予 算

2019（平成 31）年度予算

(単位：百万円)

区分	金額
収入	
運営費交付金	4, 462
施設整備費補助金	283
自己収入	1, 968
授業料収入及び入学金検定料収入	1, 900
雑収入	68
受託研究等収入及び寄附金収入等	589
長期借入金収入	0
目的積立金取崩収入	152
計	7, 454
支出	
業務費	6, 582
教育研究経費	4, 945
一般管理費	1, 637
施設整備費	283
受託研究等経費及び寄附金事業費等	589
長期借入金償還金	0
計	7, 454

収支計画

2019（平成31）年度収支計画

(単位：百万円)

区分	金額
費用の部	7, 107
経常費用	7, 107
業務費	6, 178
教育研究経費	1, 492
受託研究等経費	453
人件費	4, 233
一般管理費	761
財務費用	0
雑損	0
減価償却費	168
臨時損失	0
収入の部	7, 107
経常利益	7, 107
運営費交付金	4, 462
授業料収益	1, 604
入学金収益	172
検定料等収益	56
受託研究等収益	453
寄附金収益	124
補助金収益	0
財務収益	0
雑益	68
資産見返運営費交付金等戻入	86
資産見返物品受贈額戻入	28
資産見返寄附金戻入	54
臨時利益	0
固定資産売却益	0
純利益	0
総利益	0

資金計画

2019（平成 31）年度資金計画

(単位：百万円)

区分	金額
資金支出	8, 111
業務活動による支出	7, 091
投資活動による支出	363
財務活動による支出	0
翌年度への繰越金	657
資金収入	8, 111
業務活動による収入	7, 019
運営費交付金による収入	4, 462
授業料及び入学金検定料による収入	1, 900
受託研究等収入	453
寄附金収入	136
補助金収入	0
その他の収入	68
投資活動による収入	283
施設費による収入	283
その他の収入	0
財務活動による収入	0
前中期目標期間よりの繰越金	809